居宅介護支援センターふれあい北口ケアセンター(訪問介護事業)運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団康心会が開設する居宅介護支援センターふれあい北ロケアセンター(以下「事業所」)が行う訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条

- ① 利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるようの身体介護、家事援助及び相談援助を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の福祉・保健・医療サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者 及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に訪問介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ④ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に訪問介護介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ⑤ 利用者又はその家族に対しサービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- ⑥ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- ⑦ 事業の実施にあたっては、その提供するサービスの質の管理・評価を行い、常にその改善を図る。
- ⑧ 居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問介護を提供する。
- ⑨ 感染症の予防及びまん延防止のため、従業者に対する研修及び訓練の実施、その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な委員会の開催や指針整備を行う。
- ① 利用者の人権擁護・虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため必要な措置を講ずる。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係市町村に通報する。
- ① 身体拘束等の適正化の指針のための整備をし、利用者の生命又は身体介護を保護するためやむをえない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は理由及び心身の状況を記録に残す。
- ① ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、その対策の為、必要な体制の整

備や防止のために必要な措置を講ずる。

③ 感染症や非常災害の発生に置いて、業務を継続的に実施再開するための計画 (BCP) を 策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講ずる。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 居宅介護支援センター ふれあい北口ケアセンター
- (2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 1番 38 号ソシエ弐番館 206

(職員の職種、人員数及び勤務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 1名(サービス提供責任者兼務) 管理者は事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、居宅介護サービス計画にも基づいた訪問介護計画を作成し、その計画に基づいてサービスの提供を行う。又、利用の申し込みにかかる調整・従業者の技術向上に関する指導・サービスに関する管理を行う。

(3) 介護職員 常勤職員 1名 非常勤職員 30名 介護職員は訪問介護にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切なサービスの提供を行う。

(実施利用人数)

第5条 140 名予定

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする(日曜・祝祭日は応相談) (但し, 12月31日, 1月1日, 1月2日,1月3日は除く)
- (2) サービス提供時間 午前 7:00~午後 20:00 (但し、事務所の営業時間は午前 8:30~午後 5:30 迄とする。)
- 第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
- (1) 日常生活身体介護…日常生活動作能力に応じて必要な介護を行う。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ 食事の介助

- エ 入浴の介助
- オ 保清の介助 (清拭・爪きり等)
- カ 通院等の外出支援
- キ その他必要な身体の介助
- (2) 日常生活上の家事援助
 - ア 買物の援助
 - イ 調理の援助
 - ウ 洗濯の援助
 - エ 掃除の援助
 - オ その他必要な家事の援助
- (3) 相談・助言等に関すること
 - ア 日常生活全般に関する相談
 - イ 日常生活上の介護に関する相談

(訪問介護計画の作成)

第8条

指定訪問介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況 及び家族や介護者の状況を十分に把握し、個別に訪問介護計画を作成する。既に居宅サービス計画 作成されている場合にはその内容に沿って訪問介護計画を作成する。

- ① 訪問介護計画を作成し、変更の際には利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- ② 利用者に対し訪問介護計画に基づいて各種サーピスを提供すると共に、継続的サーピスの管理・ 評価を行う。

(訪問介護利用料)

第9条 本事業が提供する指定訪問介護の利用料は、介護保険の介護報酬告示上の額とする。 法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証の割合欄に記載された割合枌の額 とする。

指定訪問介護地区外の交通費は実施地域を越えた時点から公共交通機関の料金を基準とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 本事業所が提供する指定訪問介護の実施地区は次ぎの通りとする。

茅ヶ崎市全域、寒川町大曲・藤沢市辻堂

(サービスの提供記録の記載)

第 11 条 指定訪問介護をした際には、その提供日及び内容該当指定訪問介護について、利用者 に代わって支払いを受ける介護報酬の額その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(個人情報の保護と守秘義務)

- 第12条 当該事業における安全と信頼の確保
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情に対する方針)

第 13 条 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応する為、 受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者または家族に 対する説明・記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応)

第15条 訪問介護の提供中に利用者の心身の異変その他緊急事態が生じた時には、 速やかに主治医及び管理者、協力関係機関に連絡し適切な措置を講ずる。

(非常災害対応)

第16条 訪問介護の提供中に天災その他の災害が生じた時には、従業者は利用者の避難等適切な 措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法・緊急連絡先及び協力機関と の連携方法を確認し、災害時に避難等を行う。

(記録の整備)

- 第17条 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ① 訪問介護計画
 - ② 提供した具体的サービス内容等の記録
 - ③ 利用者に対する市町村の報告等の記録
 - ④ 苦情内容等に関する記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

付則

- この規程は(又は細則)は平成12年4月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成12年9月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成12年11月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成13年10月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成14年8月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成17年7月11日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成19年3月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成23年1月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成25年3月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は平成30年4月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は令和元年10月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は令和2年4月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は令和2年5月1日から実施する。
- この規程は(又は細則)は令和2年7月20日から実施する。
- この規程は(又は細則)は令和3年12月1日から実施する。
- この規定は(又は細則)は令和6年4月1日から実施する。